

生駒市規則第 2 2 号

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 5 年 3 月 2 9 日

生駒市長 山下 真

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

生駒市水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成 2 4 年 3 月生駒市規則第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「水道事業管理者に対する」を「公共下水道及び浄化槽に係る事務の」に改める。

第 3 条中「前条」を「前 2 条」に改め、同条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易専用水道及び専用水道に係る事務の委任事項）

第 3 条 市長は、その権限に属する水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）に規定する簡易専用水道及び専用水道に係る事務を水道事業管理者に委任する。

附 則

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。